

- 即座に対応すべき事項（短期的な検討要素）については、令和 7 年度中に中間報告
- 今年度の取組等を踏まえた検討を要する事項（中長期的な検討要素）については、令和 8 年度に検討
- 短期的な施策と中長期的な施策の双方を盛り込み、令和 8 年度に最終提言

令和 7 年度



令和 8 年度

